

## 職業紹介事業の許可更新申請手続期限が10月から早まります。

職業紹介事業の許可更新申請手続期限が、本年10月から現行の「有効期間が満了する日の30日前まで」が「有効期間が満了する日の3ヵ月前までに」に見直される件について、6月2日に本ホームページで厚生労働省の経過措置を踏まえた具体的な更新申請手続期限をお知らせしましたが、この前提となった厚生労働省の経過措置が一部修正されましたので、改めて具体的な更新申請手続期限を次のとおりお知らせします。

### 【更新申請手続期限】

旧法（現法）適用（満了日の30日前までに）

○有効期間満了が8月31日の事業主 ⇒ 手続期限：8月1日（火）迄

○有効期間満了が9月30日の事業主 ⇒ 手続期限：8月31日（木）迄

経過措置

○有効期間満了が10月1日

～10月31日の事業主 ⇒ 手続期限：満了日の30日前迄

（有効期間満了が10月31日の事業主 ⇒ 手続期限：10月1日（日）迄）

○有効期間満了が11月1日

～12月31日の事業主 ⇒ 手続期限：10月1日（日）迄

新法適用（満了日の3ヵ月前までに）

○有効期間満了が1月1日以降の事業主 ⇒ 手続期限：満了日の3ヵ月前迄

### 【留意事項】

本年10月1日以降に職業紹介事業の許可有効期間の満了日を迎える事業者のみなさんは、上記の更新申請手続期限までに申請書類を当該事業所の管轄労働局に提出し、その内容に不備等がないことを確認してもらい、当該申請書を受理してもらわなければなりません。

したがって、許可更新時の資産要件を満たさない場合や不備等を指摘される可能性のあることを勘案すれば、期限間際の提出ではなく、早めに労働局に出向き、申請書類に問題がないかを点検してもらうことをお勧めします。

以上